

福岡県における「平成25年生活保護基準訴訟最高裁判決を踏まえた保護費等の追加給付」申出手続のご案内

- 福岡県では、平成25年の生活保護基準の引き下げを違法とする最高裁判決を踏まえ、引き下げの影響を受けた生活保護受給世帯に対し、追加給付を行います。
- **過去に、県の保健福祉事務所で保護を受けていた期間がある世帯**は、以下にご案内する申出の手続きが必要となりますので、お手数ですが、**期限までにお早目の手続きをお願いいたします。**（現在、保護受給中の世帯は、通常の保護費と一緒に支給します。）

1. 申出の対象

- **平成25年8月1日から令和8年3月31日まで**の間に、県から保護を受けていた方であって、
ア **現在は保護を受けていない方**
イ 現在、保護を受けている福祉事務所とは**別の県保健福祉事務所で保護を受けていた期間がある方**
ウ 現在、保護を受けている県保健福祉事務所と同じ事務所で、**過去に保護を受けていた期間がある方**
のいずれかの場合に申出の対象となります。申出は、原則、**当時の世帯主**から行います。
- 令和8年4月1日以降に保護を受けた方や、申出時点でお亡くなりになられている方は、追加給付の対象にはなりません。

2. 申出方法

- オンライン申出又は郵送のいずれかの方法により、申出書及び添付書類をご提出ください。
郵送代がかからず、24時間提出可能なオンライン申出が便利です。

★オンライン申出：<https://fukuokaken-hogotsuikakyufu.q-shinsei.jp>

**福岡県HP追加給付
のご案内サイト**

★オンライン申出が困難な場合は、郵送による申出書等の提出も可能です。

【申出書のダウンロード先】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seikatuhogokijun.html>

【提出先】 〒812-8773 博多北郵便局留

【〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号】 福岡県追加給付事務処理センター行



（注）申出される方または代理の方の氏名及び住所をご記載ください

3. 申出受付開始日・申出期限

令和8年8月1日（土）から令和9年7月31日（土）まで（当日消印有効）

（※Web申請は8月3日（月）より受付開始）

【よくあるご質問】

Q1.いつ支給されますか。

A1.申出書等の提出から概ね1か月～2か月程度で、内容審査の上、順次、支給決定通知書を郵送するとともに、ご指定の口座に入金します。

Q2.申出にはどんな書類が必要になりますか。

A2.申出には、最低限、次の書類が必要となります。お手元にご準備ください。

- ① 申出書（オンライン申出の場合は、フォームに直接入力。）
- ② 本人と確認できる書類（マイナンバーカード（表面のみ）の写し、運転免許証の写し、在留カードの写し、障害者手帳の写し、パスポート等の写しのうち、いずれか1つ）
- ③ 預金通帳又はキャッシュカードの写し
- ④ 戸籍謄本の写し

Q3.代理人が申請することはできますか。

A3.追加給付は、原則、保護当時の世帯主から申出をいただくことにしておりますが、何らかの理由により世帯主からの申出が難しい場合は、代理人による申出も可能です。代理人の本人確認書類と世帯主からの委任状をご準備ください。

Q4.追加給付額がいくらになるか知りたいのですが。

A4.追加給付額は、保護を受けていた期間や世帯の人数などによって変わります。申出書の提出後、その内容を踏まえて追加給付額の計算を行いますので、事前にお電話などでお答えすることはできません。厚生労働省ホームページ又は福岡県庁ホームページの目安額を参考にしてください。

【お問い合わせ先】

① 追加給付の仕組・内容について

福岡県福祉こども政策部 保護・援護課 保護指導係

092-643-3595

② オンライン申請の操作方法・申出書の記入方法について

福岡県追加給付事務処理センター

0120-518-081 08:30～17:15(土日・祝日を除く)